

6 健康・医療・福祉

(1) 健康

- 26-1 地域活動団体と協働した生活習慣病予防の推進
- 26-2 特定健診受診率を60%に向上
- 27 健康マイレージ制度の創設
- 28-1～10 各区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(2) 医療

- 29 社会保険大宮総合病院の移転存続
- 30 小児・周産期医療の拡充
- 31 市立病院の施設整備事業の推進と救命救急センターの設置
- 32 さいたま市がん対策基本計画の策定、がん対策の強化
- 33 がん検診事業

(3) 福祉

- 34 (仮称)生活保護適正化対策本部の設置
- 35-1 生活困窮者自立支援事業
- 35-2 ホットラインの設置
- 36 DV防止対策と被害者支援の拡充

26-1 地域活動団体と協働した生活習慣病予防の推進

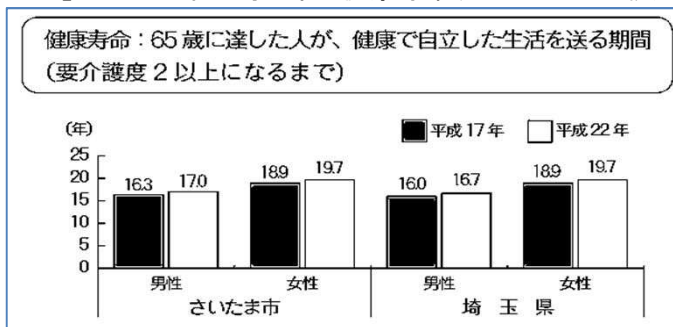
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防するため、平成28年度までに、健康状態を可視化できる機器の活用等により、地域活動団体や市民が継続的に健康づくりに取り組めるシステムを構築します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・しあわせ倍増プラン2009では、健康寿命(注)の延伸という目標を掲げ、各区で健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」の立ち上げを行いました。
- ・食生活改善推進員等と協働した食と運動に関する「健康倍増ガイドブック」の作成を行い、情報公開コーナー等で配布しています。

【さいたま市・埼玉県の健康寿命(H17とH22の比較)】



出典：埼玉県衛生研究所算

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	システムの検討・素案作成	取組内容 地域活動団体や市民が継続的に健康づくり活動に取り組めるシステム(体組成計の活用等)の検討・素案作成	工程 →
平成26年度	モデル事業の実施・効果検証	取組内容 区(1区)でのモデル事業の実施・効果検証	工程 実施 → 効果検証 →
平成27年度	全区での事業実施	取組内容 全区での事業導入	工程 →
平成28年度	全区での効果検証と事業の改善・実施 20~60歳代男性の肥満者の割合24.1%(平成28年度目標 20%以下) 40~60歳代女性の肥満者の割合15.2%(平成28年度目標 14%以下)	取組内容 ①全区での効果検証 ②事業の改善・実施	工程 ① → ② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病の予防や生活習慣の改善のためにバランスのとれた食事や運動、体重計測を実施している人の割合が増え、健康寿命を延ばすことができます。

注 健康寿命とは、本市では、65歳に達した人が、健康で自立した生活を送る期間(要介護2以上になるまで)(65歳健康寿命)と定義している。

担当 保健福祉局 保健部 健康増進課 電話:048-829-1294

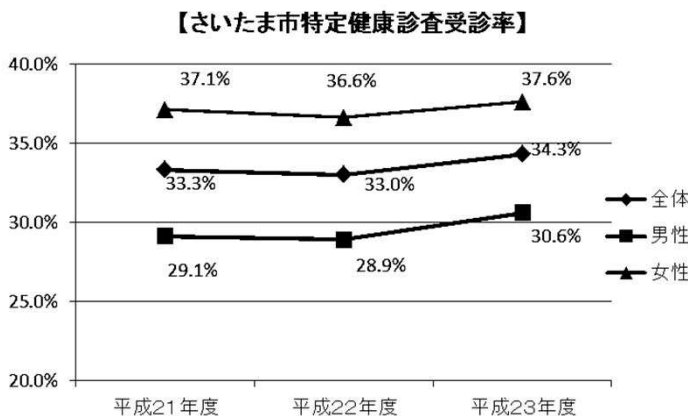
26-2 特定健診受診率を60%に向上

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防と医療費適正化を図り、市民の健康と長寿を確保するため、平成28年度までに、特定健診を受診率を60%にします。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・平成23年度のさいたま市特定健康診査受診率は、34.3%であり、前年度比較で1.3%上昇しました。
- ・40歳代、50歳代の比較的若い世代の受診率が低い状況でした。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	特定健康診査受診率39%	取組内容	①未受診者勧奨(電話勧奨・文書勧奨)の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加)
		工程	① → ② →
平成26年度	特定健康診査受診率48%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(プレゼントキャンペーン)の実施
		工程	① → ②③ →
平成27年度	特定健康診査受診率54%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(キャンペーンver2)の実施 ④平成26年度実施状況について関係者意見聴取による評価及び見直し
		工程	① → ②③ → ④ 評価 → 見直し →
平成28年度	特定健康診査受診率60%	取組内容	①未受診者勧奨の実施 ②受診率向上啓発活動の実施(市内イベント参加) ③受診率向上対策(キャンペーンver3) ④平成27年度実施状況について関係者意見聴取による評価及び見直し
		工程	① → ②③ → ④ 評価 → 見直し →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病の発症や重症化を予防することで健康的な生活を維持することができ、さらに医療費の負担も減らすことができます。

27 健康マイレージ制度の創設

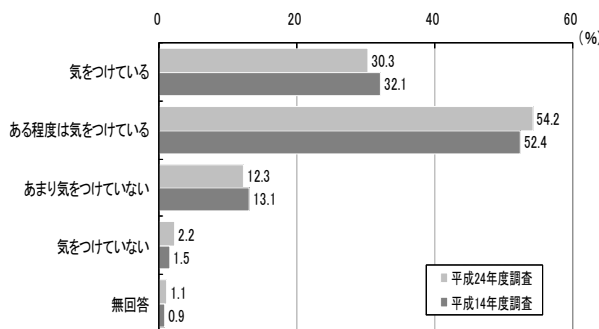
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

継続的に健康づくりに取り組む市民を増やすため、平成27年度までに、各区ウォーキングイベント等の参加者が特典を受けられる健康マイレージ制度を創設し、平成28年4月から実施します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

・本市の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に策定した「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」では、本市の現状として、健康に関する知識の獲得、意識の高揚は進んだが、健康づくりの実践まで至っていない状況にあり、楽しみながら健康づくりに取り組み、継続できる環境や仕組みが必要です。

【健康に気をつけているか】



出典：さいたま市健康についての調査結果報告書(平成24年)

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	先行自治体の調査	取組内容	健康マイレージ制度を実施している先行自治体から制度の概要、効果や課題を収集、整理			
		工程	➡			
平成26年度	シルバーポイント制度等との調整、制度設計	取組内容	①本市の現行制度等との調整 ②制度設計・各区ウォーキング事業との調整			
		工程	① ➡ ② ➡			
平成27年度	・制度設計 ・協力企業・団体等との協議	取組内容	①制度設計・各区ウォーキング事業との調整 ②協力企業・団体等との協議			
		工程	① ➡ ② ➡			
平成28年度	全市域での実施	取組内容	全市域での実施			
		工程	➡			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

健康に気をつけている人や健康づくりに取り組む人を増やすことができます。
 1日1時間以上歩く人の割合：男性34%(平成24年度)⇒44%(平成34年度)
 女性29%(平成24年度)⇒38%(平成34年度)

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-1 西区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

自然や歴史、文化を楽しみながら、健康づくり、仲間づくり、地域づくりに役立てるため、平成25年度末までに、ウォーキング・ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月17日時点)】

- ・西区には自然満喫ルート、ふれあい散歩道(水のある道、緑のある道、花のある道)の4つのウォーキングコースがあります。
- ・スマートウェルネスシティ構想(注)のモデル事業として、区役所を拠点にしたウォーキングコースの設定、ウォーキング手帳の作成、ウォーキング教室の開催を予定しています。



【既存ウォーキングコースマップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①区役所を拠点にしたウォーキングコースの設定・マップ作成 ②区内ジョギングコースの設定・PR		
		工程		①	②
平成26年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③	① ●	② ● ① ●
平成27年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③	① ●	② ● ① ●
平成28年度	・ウォーキングイベント参加者数 600人 ・ウォーキング講習会参加者数 30人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(駅からハイキング・ウォークラリー) ②ウォーキング講習会の開催 ③ウォーキングコース・ジョギングコースのPR		
		工程	③	① ●	② ● ① ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

注 スマートウェルネスシティ構想とは、「歩く」を基本とする「健幸」な「まち」を実現するために、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創る構想のこと。

担当 西区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-620-2620

西区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-620-2700

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-2 北区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の皆さんの「歩く」「走る」を応援するため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

[現状(平成25年7月19日時点)]

- ・第5期北区区民会議から6コースのウォーキングコースの設定について提言されています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

【ウォーキングコースの例(東Aコース)】

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	・ウォーキングコース設定及びイベント開催50人 ・ジョギングコースの設定	取組内容	①ウォーキングコースマップの作成、コースの普及に向けたウォーキングイベントの開催 ②ジョギングコースの設定			
		工程	①● ② → 10/31完成予定 ジョギングコースの設定			
平成26年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			
平成27年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			
平成28年度	ウォーキングイベントの参加者50人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催 ②ウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② → ①● 3月下旬予定			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-3 大宮区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の一体感の醸成と大宮区のイメージアップを図るとともに、区民の健康づくりに役立てていただくため、平成25年度末までに、地域資源散策マップを作成するとともに、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

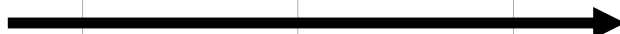







〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・大宮区内には、大宮二十景に代表される氷川神社や参道、鉄道、合併記念見沼公園などの歴史・文化・自然に関する地域資源が多く存在しています。
- ・区民会議より、大宮区内のまちあるき・体験ツアーのためのマップ作成について提言がありました。
- ・区内には、大宮公園をはじめとする緑地空間が多く、安全にジョギングなどを楽しむことができます。



【武蔵一宮 氷川神社】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・(仮称)地域資源散策マップの作成・配布 ・ジョギングコースの設定及びPR	取組内容	①観光ボランティアガイド会など、地域資源を熟知する団体等との協働により、4か所の散策コースを設定した散策マップを2,000部作成 ②区内の緑地空間を安全にジョギングするためのコースの設定及びPR
		工程	①  ② 
平成26年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ●  ② 
平成27年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ●  ② 
平成28年度	(仮称)地域資源散策マップのコースを散策するイベント参加者50人	取組内容	①地域資源散策マップを区内外にPRし、区内のコースを散策するツアーを開催 ②ジョギングコースのPR
		工程	① ●  ② 

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-4 見沼区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康増進のきっかけの創出と、区内の見どころをPRするため、平成25年度末までに、ウォーキングコース・ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月16日時点)〕

- ・市役所若手職員を中心とした政策課題研修グループによる、区役所周辺活性化ウォーキング事業の提案がありました。
- ・見沼区区民会議から、7つのウォーキングコース提案がありました。



【区内ウォーキングの様子】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング・ジョギングコースの設定 ・見沼区ガイドブックの発行 	取組内容	①区役所を中心としたウォーキングコース・ジョギングコースの設定 ②第5期区民会議から提言された7つのウォーキングコースの設定 ③上記①②を掲載したガイドブックの発行、PR			
		工程	①、② → ③ →			
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度70%以上 ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度75%以上 ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「てくてく見沼」参加者アンケート満足度80% ・見沼区健康カレッジ参加者75人 	取組内容	①設定したコースを取り入れた「てくてく見沼」の開催 ②見沼区健康カレッジ(参加者75人)でコースの周知と見沼区健康カレッジ同窓会でコースの活用 ③ウォーキング団体や各種ウォーキング教室等の参加者へのコースのPR			
		工程	① ● ② →			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

担当 見沼区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-681-6020

見沼区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-681-6100

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-5 中央区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

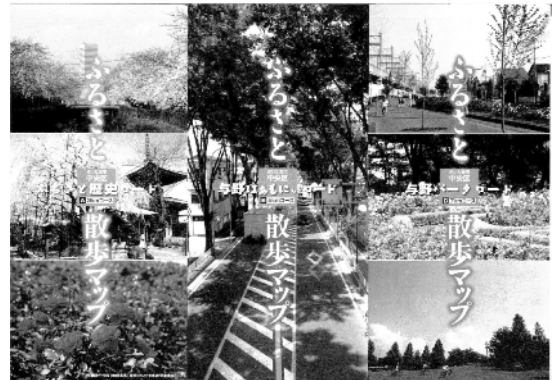
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区民の健康増進と区内の魅力再発見に役立てるため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月16日時点)】

・区民会議より中央区を知ってもらうためにマップの作成についての提案を受け、中央区コミュニティ協議会で平成17年度に3コースを設定しました。

- ①ふるさと歴史ロード(3km)
- ②与野はあもにいロード(5km)
- ③与野パークロード(7km)



【ふるさと 散歩マップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①既存コースの道路状況や周辺環境等の調査を行い、各コースの特性に合わせた修正を実施 ②中央区コミュニティ協議会(構成団体)との意見調整		
		工程		① →	② → ●
平成26年度	ウォーキングマップの作成 散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングマップの作成(3,000部) ②ウォーキングコースの周知(1,000部配布) ③散策会の開催(参加予定150人)		
		工程	① →	② →	③ ●
平成27年度	散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングコースの周知 ②散策会等の開催(参加予定150人)		
		工程	① →		② ●
平成28年度	散策会参加者150人	取組内容	①ウォーキングコースの周知 ②散策会等の開催(参加予定150人)		
		工程	① →		② ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-6 桜区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康増進と地域への愛着を持っていただくため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月12日時点)】

- ・桜区には「さくらふれあいロード」、「桜コース」、「鴻沼コース」、「鴨川周回コース」、「さくらと緑のみち」、「いにしえを偲ぶみち」、「自然満喫コース」、「旧入間川コース」、「いにしえコース」の9つのウォーキングコースがあります。なお「さくらふれあいロード」はジョギングコースとしても御利用いただいています。
- ・コースを示した「桜区ガイドマップ」や「桜区再発見ガイドブック ウォーキングで桜区めぐり」(右図)を作成・配布しています。
- ・平成24年11月より「のびのびウォーキング」を実施しています。
- ・平成25年7月7日に「桜区再発見ウォーキングフェスタ」を開催しました。



【ウォーキングガイドブック】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの設定	取組内容	①ウォーキングコース・ジョギングコースの設定 ②さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」や桜区区制施行10周年記念事業「桜区再発見ウォーキングフェスタ」の開催 ③ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ② ③
平成26年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②
平成27年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②
平成28年度	・のびのびウォーキング延べ参加者500人 ・その他ウォーキングイベントでのウォーキング参加者60人	取組内容	①さくらふれあいロードを利用した「のびのびウォーキング」、並びにその他区内のウォーキングコースを利用したイベントの開催 ②ガイドマップやホームページ等による各コースのPR
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

担当 桜区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-856-6130
 桜区役所 健康福祉部 保健センター 電話:048-856-6200

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-7 浦和区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりをサポートするため、平成25年度末までに、浦和区の特徴を活かしたジョギングコースを設定し、各種コースを活用した事業を実施します。

[現状(平成25年7月1日時点)]

- ・ウォーキングコースは、浦和区コミュニティ課が事務局を務めている「浦和区文化の小径づくり推進委員会」で、委員との協働により7つのコースを設定しています。



【ウォーキング風景】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	ジョギングコースの設定	取組内容	①ジョギングコースの調査・検討 ②調査・検討結果を踏まえジョギングコースの設定			
		工程		① →	② →	
平成26年度	ウォーキングイベントの参加者60人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(1回) ②コースマップの配布(1,500部)、市報区版・区ホームページ等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		
平成27年度	ウォーキングイベントの参加者120人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(2回) ②コースマップ作成配布(1,500部)、市報区版・区HP等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		① ●
平成28年度	ウォーキングイベントの参加者180人	取組内容	①ウォーキングイベントの開催(2回) ②コースマップ作成配布(1,500部)、市報区版・区HP等によるウォーキングコース・ジョギングコースのPR			
		工程	② →	① ●		① ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-8 南区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

健康の維持・増進と、参加者相互のコミュニティ醸成を図るため、平成25年度末までに、ウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

・南区ではJR主催のウォーキングコース「えきぼ」や「南区駅からハイキング(平成25年度~)」、別所沼周囲の周回コースなど、目的等に応じたアレンジを行うことで活用が可能なコースがあります。

- ①JR「えきぼ」・「駅からハイキング」で活用したコース
- ②別所沼公園内の遊歩道など
- ③南区内の市民活動団体で設定・活用しているコース



【ウォーキング風景(別所沼公園)】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	区内で利用できる3つのウォーキングコース、ジョギングコースの再調査・検討・設定	取組内容	①コースの状況及び距離、道路状況等の調査を行い、それぞれの特性に合わせた志向別コースの設定、必要なコース変更 ②ウォーキング、ジョギングを行う市民活動団体との意見調整 ③南区ウォーキング・ジョギングコースの設定
		工程	① → ③ ● ② →
平成26年度	・ウォーキング教室の参加者100人(2団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①広報紙及びホームページ等を利用したコースのPR活動の実施 ②ウォーキング教室の実施 ③駅からハイキングの実施(区内西エリア)
		工程	① → ③ ● ② ●
平成27年度	・ウォーキング教室の参加者150人(2団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①スポーツ及び健康等に関する市民団体との協働によるウォーキングイベントの実施 ②駅からハイキングの実施(コース変更含む。区内東エリア)
		工程	① → ② ●
平成28年度	・ウォーキング教室の参加者200人(3団体) ・駅からハイキングの参加者1,500人	取組内容	①区民個々のウォーキング実施に関する個人目標設定から、健康促進指導、評価におけるアドバイス等を行い、ウォーキングを有効的に活用するための体系的な仕組みの構築 ②駅からハイキングの実施(区内東エリア)
		工程	① → ② ● ③ →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-9 緑区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の皆さんの健康づくりのため、平成25年度末までに、「ウォーキング」や「ジョギング」が気軽に取り組める「(仮称)緑太郎ロード」を設定し、コースを活用した事業を実施します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・「緑区お散歩マップ」において、「お散歩コース」として、「ゆったりコース」、「たっぶりコース」の2コースと半日観光ルートとして、「見沼田んぼと通船堀ルート」を設定しています。
- ・「見沼田圃の散歩みちガイド」において、「見沼田圃の散歩みち」を設定しています。



【緑区お散歩マップ】



【見沼田圃の散歩みちガイド】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程			
平成25年度	(仮称)緑太郎ロードの設定	取組内容	ウォーキングコース・ジョギングコースの調査・検討		
		工程			
平成26年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR		
		工程			
平成27年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR		
		工程			
平成28年度	秋の緑区見沼田んぼ散策の参加者300人	取組内容	①秋の緑区見沼田んぼ散策の開催 ②(仮称)緑太郎ロードのPR		
		工程			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区への愛着を深めてもらう効果が期待できます。

◎市民の皆さんの「歩く」「自転車に乗る」「走る」を応援する各区のウォーキングコース、ジョギングコースの設定(1年以内)

28-10 岩槻区ウォーキングコース・ジョギングコースの設定

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりをサポートするため、平成25年度末までに、「ウォーキングコース」「ジョギングコース」を設定し、コースを活用した事業を実施します。

【現状(平成25年7月18日時点)】

- ・現在、ウォーキングコースが3コース(約4km、約8km、約8.5km)、ジョギングコースが1コース(1周約1km)設定されています。



【岩槻区散策マップ】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ウォーキングコース、ジョギングコースの再点検、設定	取組内容	既存のウォーキングコース、ジョギングコースの再点検・設定
		工程	—————▶
平成26年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPRするとともに、ウォーキングコース、ジョギングコースのパネルを作成し、区内公共施設などへ設置し、周知
		工程	—————▶
平成27年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	①ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPR ②「(仮称)ウォーキングで健康づくり」講演会の開催(参加人数の目標100人)
		工程	① —————▶ ② —————▶
平成28年度	ウォーキングコース、ジョギングコースのPR、活用	取組内容	①ウォーキングコース、ジョギングコースをホームページ、ガイドマップを通じ、広くPR ②マイレージポイントの特典の対象事業とした「(仮称)親子で健康ウォーキング」イベントの開催(参加人数の目標100人)
		工程	① —————▶ ② —————▶

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活習慣病予防や介護予防等、市民の健康増進が図られるほか、区の魅力をPRする効果が期待できます。

担当 岩槻区役所 区民生活部 コミュニティ課 電話:048-790-0122

29 社会保険大宮総合病院の移転存続

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市北部地域の医療提供体制を確保するため、社会保険大宮総合病院が現在地からプラザノース北側に移転して存続できるよう支援を行います。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・社会保険大宮総合病院は、大宮休日夜間急患センターを開設し、特に本市全域を対象とした深夜帯の小児初期救急医療を毎日実施するなど、初期救急医療の拠点として、本市にとって欠くことのできない病院です。
- ・社会保険大宮総合病院は、国の独立行政法人である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）（注）が所有している病院で、老朽化が著しく、建替えが必要です。



【社会保険大宮総合病院】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	現病院の敷地とプラザノース北側市有地の双方の土地を処分・取得する契約の締結	取組内容	①現病院の敷地とプラザノース北側市有地の双方の土地の価格を決定し、処分・取得の条件について協議 ②市議会に財産処分・取得に関する議案を上程し、議決 ③財産処分・取得に関する契約書を締結
		工程	① → ② → ③
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有することになる現病院の敷地を貸し付け、新病院完成まで診療を継続 ・新病院開設に向けた協議 	取組内容	①市有地（現病院の敷地）をJCHOに貸し付け、現病院の医療機能を継続 ②社会保険大宮総合病院やJCHOと新病院開設に向けた協議
		工程	① → ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市の北部地域の医療提供体制が確保されるとともに、初期救急医療の拠点として安心・安全に医療を受けることができます。

注 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）とは、社会保険病院等の整理・譲渡を行うために設立されたもの（社会保険病院等の運営を行うため、平成26年4月、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）に改組予定）。

30 小児・周産期医療の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市内の小児・周産期医療の提供体制の拡充を図るため、さいたま新都心に開設される総合周産期母子医療センターと高度救命救急センターの整備を促進します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・さいたま赤十字病院と埼玉県立小児医療センターの一体的整備により、さいたま新都心第8-1A街区に県内2か所目となる総合周産期母子医療センターの開設が予定されています。
- ・さいたま新都心第8-1A街区への移転建替えに合わせ、さいたま赤十字病院では、高度救命救急センターの開設を目指しています。



【さいたま新都心周辺】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院設計)	取組内容	①整備を行う両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成26年度	・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院建設)	取組内容	①両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成27年度	・関係団体との連携、情報共有 ・さいたま赤十字病院への市有地の貸付(新病院建設)	取組内容	①両病院及び県、日本赤十字社埼玉県支部、関係団体と連携し、整備のための情報共有 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②
平成28年度	・総合周産期母子医療センターや高度救命救急センターとの連携 ・さいたま赤十字病院に市有地の貸付(新病院開設)	取組内容	①総合周産期母子医療センター及び高度救命救急センターと連携し、小児・周産期医療を拡充 ②さいたま赤十字病院への市有地の貸付
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

小児・周産期における医療提供体制が拡充されることにより、安心して子どもを産み育てることができ、必要な時に適切な救急医療を受けることができます。

3.1 市立病院の施設整備事業の推進と救命救急センターの設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民に対する安心で、安定した医療の提供の継続と医療機能の強化を図るため、平成28年度までに、救命救急センター設置を含めた施設整備事業を進め、建設工事に着手します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 昭和28年の開設以来、地域の基幹病院として急性期医療を提供するとともに、救急医療、周産期医療や災害時医療などの政策医療を提供しています。
- ・ 昭和47年建築の東病棟等建物の老朽化が進んでいます。
- ・ 市内の救急医療体制で二次救急を担当し、年間6,000件以上の救急搬送を受け入れています。



【さいたま市立病院】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程
平成25年度	施設整備基本構想・基本計画策定	取組内容 ①市立病院施設整備基本構想・基本計画素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、救命救急センター設置を含めた施設整備基本構想・基本計画を策定 ②各部門の運営計画を踏まえた設計条件の整理 工程 ① ②
平成26年度	基本設計実施	取組内容 ①基本設計 ②施設整備に伴う組織・人員計画策定 工程 ① ②
平成27年度	実施設計実施	取組内容 実施設計 工程 →
平成28年度	建設工事着工	取組内容 ①建設工事発注 ②建設工事着工 工程 ① → ② →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域の基幹病院として、急性期医療及び政策医療の充実を図ることで、身近な生活地域の中で安心で安定しかつ適切な医療を受けることができます。

◎ さいたま市版がん対策推進基本計画を策定し、総合的ながん対策を強化します。

3 2 さいたま市がん対策基本計画の策定、がん対策の強化

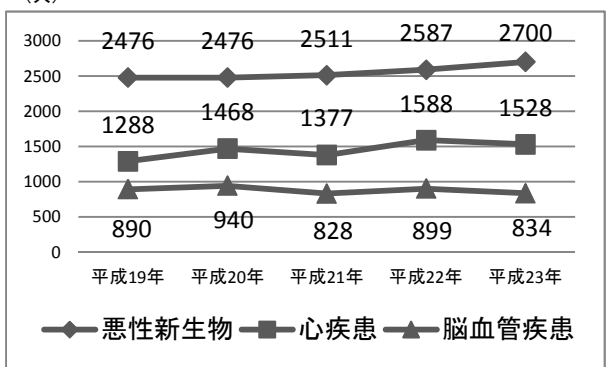
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

がんになっても安心して暮らせる地域社会を構築するため、平成27年度末までに「(仮称)さいたま市がん対策基本計画」を策定し、総合的ながん対策を強化します。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・平成19年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、平成20年3月に「埼玉県がん対策推進計画」が策定されています。
- ・本市では、がん検診などの予防・早期発見対策を中心に市としての役割を果たしてきました。
- ・本市の死亡原因、死亡数ともに、がん(悪性新生物)が第1位となっています。

【市の三大生活習慣病による死者数の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程			
平成25年度	本市のがん対策の現状と課題の整理	取組内容	本市のがん対策の現状と課題を整理		
		工程	—————→		
平成26年度	がん対策推進協議会の設置と開催 協議会によるがん対策の検討	取組内容	関係団体や市民等で構成するがん対策推進協議会の設置		
		工程	協議会設置準備 協議会開催に向けた関係機関との調整	—————→●	協議会
平成27年度	がん対策基本計画の策定	取組内容	①がん対策推進協議会 ②がん対策基本計画の策定		
		工程	①● 素案の策定	● 協議会	● 協議会
平成28年度	基本計画に基づくがん対策(予防・療養等)の強化	取組内容	①がん対策推進協議会 ②がん対策基本計画に基づく事業の進行管理、庁内調整		
		工程	①● 協議会	● 協議会	● 協議会

(3) 達成時の効果(アウトカム)

市民一人ひとりが、がんのことを正しく理解し、予防と早期発見に積極的に取り組むことができるようになります。がんに関する総合的な情報提供体制が構築され、がん患者が安心して療養生活を送ることができるようになります。

◎ がん検診受診率を40%以上にします(4年以内)

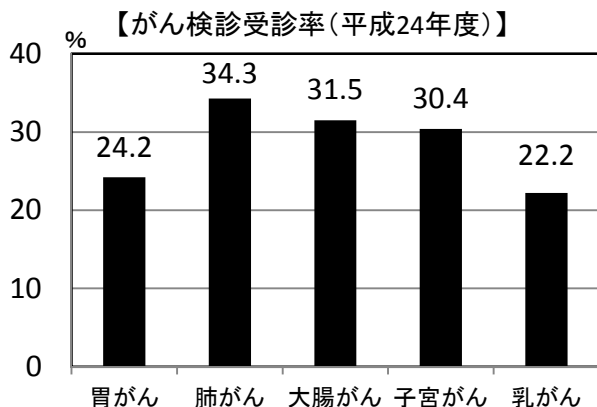
3.3 がん検診事業

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

市民の健康づくりを積極的に応援するため、平成28年度までに、がん検診(5がん)受診率40%以上を達成します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

- ・平成24年度の5がん(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)の平均受診率は29%でした。
- ・対象者を絞った無料クーポン券の配布及びその対象者のうち未受診の方への再勧奨などを実施し、積極的に受診勧奨について取り組みました。
- ・保健センターでは、区民祭り等を活用し、勧奨チラシの配布などの啓発活動を積極的に実施しました。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	5がんの平均受診率29%	取組内容	①受診率向上に向けた効果的な勧奨方法など対策の検討 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → →
平成26年度	5がんの平均受診率30%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → →
平成27年度	5がんの平均受診率35%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → →
平成28年度	5がんの平均受診率40%	取組内容	①受診率向上対策の推進 ②子宮がん・乳がん無料クーポン対象者等への再勧奨 ③各保健センターにおける勧奨事業の実施
		工程	① → → → → → ② → → → → → ③ → → → → →

(3) 達成時の効果(アウトカム)

検診を定期的に受ける方が多くなることにより、がんの早期発見が可能になり、将来的にがんによる年齢調整死亡率(注)が下がることが期待できます。

注 年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように人口の年齢構成を調整した死亡率のこと。

3 4 (仮称) 生活保護適正化対策本部の設置

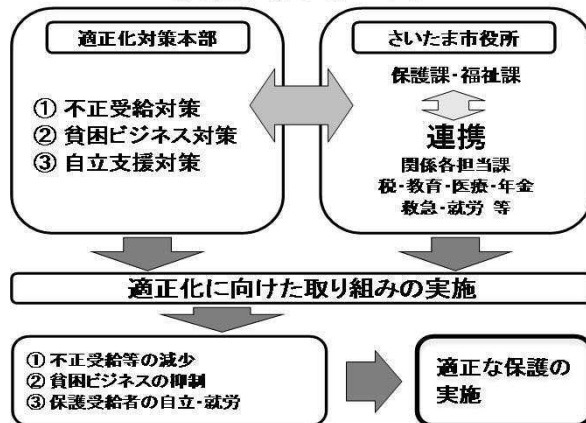
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

全庁的に生活保護適正化対策に取り組む「(仮称)生活保護適正化対策本部」を平成25年度中に設置し、関係部署の連携強化により、平成28年度末までに、不適切な施設に入所する生活保護受給者を400人減らします。

[現状(平成25年4月1日時点)]

- ・生活保護費の不正受給増加、貧困ビジネスと疑われる施設の増加、就労意欲の低下している者に対する就労支援などが本市の大きな課題になっています。
- ・生活保護の適正化には、保健福祉部門だけでなく多岐にわたる部門との連携・協力が不可欠ですが、現状では、協力連携体制が十分に図られていません。
- ・法的位置付けのない施設(注)の入所者数は999人です。

【対策本部のイメージ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の設置・開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	① (仮称)生活保護適正化対策本部の設置・開催 ② (仮称)生活保護適正化対策連絡会議の設置・開催			
		工程	①② →			
平成26年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	① (仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ② (仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組			
		工程	①② → ③ →			
平成27年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	① (仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ② (仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組			
		工程	①② → ③ →			
平成28年度	・(仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ・関係部署の連携による指導・支援の効果として不適切な施設の入所者数100人減少	取組内容	① (仮称)生活保護適正化対策本部の開催 ② (仮称)生活保護適正化対策連絡会議の開催 ③適正化に向けた部局連携の取組			
		工程	①② → ③ →			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

関係部署連携の効果として、不適切な施設の入所者の減少や生活保護受給者の自立を促進し、生活保護の適正化を図ります。

注 法的位置付けのない施設とは、社会福祉各法に法的な位置付けがない施設のことであり、その中には貧困ビジネスを疑われる施設も多く、問題となっている。

35-1 生活困窮者自立支援事業

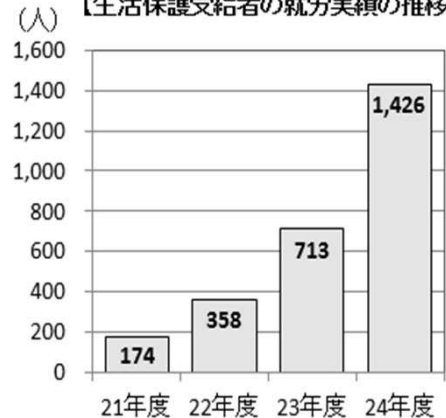
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

稼働能力のある生活困窮者（生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階にある者）等を経済的な自立につなげるため、平成28年度末までに、合計2,600人を就労に結び付けます。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・ しあわせ倍増プラン2009では、4年間で1,426人を就労・増収に結び付けました。
- ・ 生活保護受給者や生活保護に至る前の段階にある者の自立支援が課題となっています。
- ・ 生活保護受給世帯の子どもが大人になって再び生活保護受給に至る「貧困の連鎖」が課題となっています。
- ・ 一時的な起居の場である無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者等の自立支援が課題となっています。

【生活保護受給者の就労実績の推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	生活保護受給者等の就労数650人	取組内容	①福祉事務所に配置する自立生活支援員や就労支援員及び職業訓練支援員等による就労支援 ②ジョブスポット(国との連携による一体的実施事業)による就労支援 ③学習支援教室の開催 ④無料低額宿泊所等入所者等への転居支援等
		工程	① ② ③ ④
平成26年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計1,300人)	取組内容	①前年度の取組内容①～④を継続して実施 ②生活困窮者自立促進支援モデル事業として、自立相談支援センターを設置し、生活相談、家計相談等の支援
		工程	① ②
平成27年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計1,950人)	取組内容	①前年度の取組内容①、②を継続して実施 ②生活困窮者自立促進支援モデル事業を発展させ、生活困窮者自立支援法に基づく生活相談、家計相談、住宅費の支給等の支援
		工程	① ②
平成28年度	生活保護受給者等の就労数650人(累計2,600人)	取組内容	前年度の取組内容①、②を継続して実施
		工程	

(3) 達成時の効果(アウトカム)

経済的・社会的な自立により、社会に貢献するという喜び、生きがい及び自己肯定感等を得られるとともに生活保護費の削減につながります。

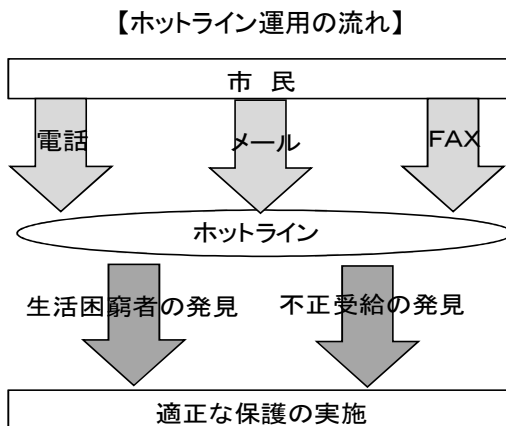
35-2 ホットラインの設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

生活保護適正化のため、生活保護適正化ホットラインを設置し、平成26年度以降、生活困窮者や不正受給を毎年10件発見し、早期の保護や給付の適正化を図ります。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・生活に困窮しているにもかかわらず、福祉事務所や民生委員に相談していないため、必要な支援を受けていない方がいます。
- ・生活保護受給者へ収入申告の徹底を指導することで不正受給の防止に努めていますが、故意に収入を隠すなど指導に従わない事例もあり、不正受給の件数は、年々増加傾向にあります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	生活保護適正化ホットラインの設置	取組内容	①設置済みの自治体に調査を行い、効果的な運用方法を研究 ②研究結果に基づき、要綱を制定するとともに、体制を整備 ③リーフレットなどで、ホットラインの設置を市民にPR ④「生活保護適正化ホットライン」の運用開始
		工程	① → ② → ③ → ④
平成26年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見 10件	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの効果の検証
		工程	① → ②
平成27年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見 10件	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの見直しの検討
		工程	① → ②
平成28年度	ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)	取組内容	①ホットラインの運用による生活困窮者の早期発見と不正受給の発見(10件)、給付の適正化 ②ホットラインの検証
		工程	① → ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

生活に困窮している人を早期に発見し、保護することができます。
不正受給を防止することで、適正な保護の実施が図られ、生活保護費を削減することができます。

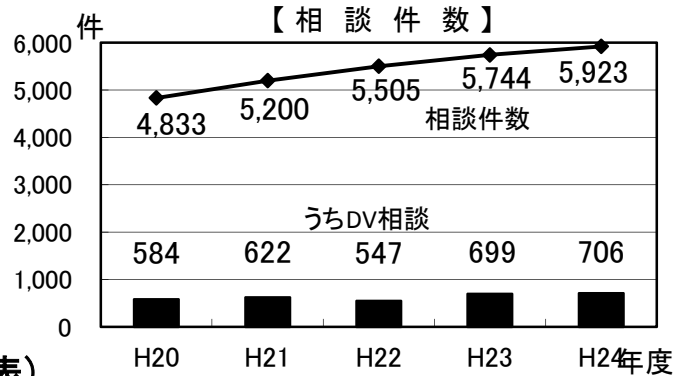
36 DV防止対策と被害者支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

DV被害者支援の拡充のため、平成26年10月までに、配偶者暴力相談支援センター(注)を設置します。

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- ・女性の悩み電話相談など配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談事業を行っておりますが、その件数は増加傾向にあります。
- ・現在配偶者暴力相談支援センターは設置していませんが、深刻化するDV問題に迅速かつ適切に対応するために、設置するものです。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	配偶者暴力相談支援センター設置に向けた相談体制の検討及び、業務実施に向けた関係機関との連絡調整の実施	取組内容	①設置に向けた相談体制の検討、それに伴う必要な経費の算出及び予算措置 ②証明発行業務等、設置により法令等で必須となる事務について関係機関や庁内各課との調整
		工程	① → ②
平成26年度	配偶者暴力相談支援センターの設置	取組内容	①職務上関係する職員への研修実施。関係所管への届出、業務マニュアルの作成及び業務内容・利用について市民へ周知 ②次期DV防止基本計画策定準備(諮問～答申)
		工程	① → ●業務開始 ② →
平成27年度	次期DV防止基本計画の策定	取組内容	次期DV防止基本計画の策定
		工程	→ ● → ● 計画素案の作成 パブリック・コメント 公表
平成28年度	次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実	取組内容	次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実
		工程	→ 次期DV防止基本計画に沿った経営管理と被害者支援の充実

(3) 達成時の効果(アウトカム)

DV被害者支援の窓口一本化により、迅速できめ細やかな支援体制が整備され、利用者の利便性の向上と安心感が高まることが期待できます。

注 配偶者暴力相談支援センターとは、DV被害者に対し、相談から自立まで総合的に支援するための機能を果たす施設のこと。